

# 吹田市がん患者のためのアピアランスケア助成事業実施要領

制定 令和5年9月29日決裁

## (目的)

第1条 この要領は、薬物療法・放射線療法による脱毛や手術療法による乳房切除などがん治療による外見変化を補完する補整具（以下「アピアランスケア用具」という。）の購入費用を助成することにより、がん患者の治療と就労や就学等社会参加の両立を支援し、療養生活の質の維持向上を図ることを目的とする。

## (対象者)

第2条 この事業の助成対象者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 申請日、かつ対象アピアランスケア用具の購入日に吹田市に住民票を有する者
- (2) がんと診断され、その治療を受けた又は現在受けている者
- (3) 過去に吹田市において同種のアピアランスケア用具の助成を受けていない者
- (4) 対象アピアランスケア用具を令和5年（2023年）4月1日以降に購入した者

## (助成対象アピアランスケア用具等)

第3条 助成の対象となるアピアランスケア用具は次の表に定めるとおりとし、区分ごとに1回を限度とする。

区分	助成の対象となる用具
ア ウィッグ等	ウィッグ（装着時の保護ネットを含む）、毛付き帽子、医療用帽子
イ 胸部補整具等 ※A又はBのいずれか	A 補整下着、乳房パッド、入浴時カバー類、採尿バックカバー 弾性着衣、CVカテーテルカバー
	B 人工乳房

2 次に掲げる費用は、助成の対象としない。

- (1) 別途購入したアピアランスケア用具のメンテナンス用品（スタンド、ブラシ、シャンプー、クリーナー等）の費用、アピアランスケア用具の修理費又はアピアランスケア用具の購入のために要した交通費、送料等の費用
- (2) 医療保険各法による医療に関する給付の対象となるもの並びに国又は地方公共団体が別に負担する対象となるものは助成の対象外とする。

## (助成金額)

第4条 助成金額は、第3条に定めるアピアランスケア用具毎に次の金額を限度とする。ただし、購入金額が次の金額に満たない場合は、購入金額とする。

- (1) 区分ア ウィッグ等 3万円（1台に限る）

(2) 区分イ 胸部補整具等

- A 補整下着等 1万円（上限金額内であれば個数制限なし）
- B 人工乳房 5万円（1台に限る）

(交付の申請)

第5条 助成金の交付申請をしようとする者（その者が未成年である場合にあっては法定代理人）（以下「申請者」という。）は、吹田市がん患者のためのアピアランスケア助成金交付申請書（様式第1号）を提出し、又は市長の指定する電磁的方法により申請しなければならない。

2 申請者は、次に掲げる内容が確認できる書類又は記録を添付しなければならない。

(1) がんの治療（薬物療法、放射線療法、手術療法等）を受けたこと又は現に受けていること

(2) アピアランスケア用具の購入に要した費用（申請者名又は助成対象者名、購入日、購入金額、購入品目、購入先の記載があるもの（領収書等））

(3) その他市長が必要と認めるもの

3 第1項の規定による申請書は、アピアランスケア用具を購入した翌日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は前条の規定による助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付が適当であると認めるときは、申請した者に対してアピアランスケア助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、第1項の規定による審査の結果、助成金の交付が不適當であると認めるときは、申請した者に対してアピアランスケア助成金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、市長が指定する期日までに、アピアランスケア助成金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 助成決定者は前項に掲げるアピアランスケア助成金交付請求書（様式第3号）を提出する際に助成金の振り込み先を証明する書類（通帳の写し等）を添付しなければならない。

(交付)

第8条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) その他この要領に違反したとき。

(助成金の返還)

第10条 前条の規定により助成金の交付決定を取り消しされた者は当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、指定された期間までに、その返還をしなければならない。

(関係機関との連携等)

第11条 市長は、助成金の支給を行うことの決定のための調査又は過去に支給した助成金に係る調査のために特に必要と認めるときは、取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、本事業にかかる事務の実施に必要な事項は健康医療部長が別に定める。

附則

- 1 この要領は令和5年10月1日から施行する。
- 2 この要領は令和5年4月1日以降に購入したアピアランスケア用具について適用する。